

4. 町外で安心して暮らすために必要な取組み

こちらでは、避難期の生活に必要な取組みを行う背景や課題、具体的な取組みの内容や工程、達成すべき目標を、テーマに分けて取りまとめています。

○不十分な仮設住宅での生活・分散するコミュニティ

応急仮設住宅で暮らしも長期化し、少ない部屋数、狭い間取り、薄い壁など、「応急仮設住宅」のため十分な質での暮らしになっていない方も多くいます。

また、県内でも約30箇所近くに仮設住宅が分散し、また県外の避難者、仮設以外の県内の避難者の多くは分散し、孤立した生活を余儀なくされています。

○一定期間要するふるさとの再生

浪江町の復興ビジョンと復興計画では、「一人ひとりの暮らしの再建」を第一に掲げ、それぞれの戻る・戻らないという判断を尊重した上で、町民共通の宝である「ふるさとの再生」を目指しています。

しかし、低線量地域を核としたふるさと再生を図るにしても、放射線量の低減を図り、町内のインフラを整備し、事業所の再開、生活関連サービスの再開にこぎ着けるまでは一定の時間を要します。

○ふるさとでの生活再開・次なる生活拠点までの住まいの確保

ふるさとでの生活再開まで、または、新たな生活拠点を見いだすまでの暮らしの場を確保するため、そして、分散避難するコミュニティを確保し、絆を維持していくため、仮設住宅の入居期限（平成26年3月）を目途に復興公営住宅を中心とした「町外コミュニティ」を早急に整備していきます。

避難の中にあっても少しでも暮らしの環境が改善されるよう努めてまいります。その上で受入れ先となる自治体及びその住民の方々の理解と協力が得られ、安心して暮らすことが出来る環境作りをはかるため、受入れ先自治体等と丁寧に協議を進めていく必要があります。

【主要な取組みと方向性】

- 1) 町外コミュニティづくり . . . P92～97

1) 町外コミュニティづくり

《背景・課題》

質が低い仮設住宅、家族や友人等との離散など、慣れない環境での避難生活により心身に悪影響を及ぼしていることが生活再建する上での障害となっています。

修繕等に取り組んできましたが、構造上の問題もあり、現在の仮設住宅や借上住宅で住まいに関する課題を克服することは困難です。

これらを改善し、それぞれの生活再建を果たすまでの間、安心して暮らせる生活環境として町外コミュニティの整備が求められています。

1. 仮設住宅等では多くの課題があり、住宅そのものを見直さない限り、解決が困難です。また、仮設住宅の入居期限もあり、新たな住宅の早急な整備が必要となっています。

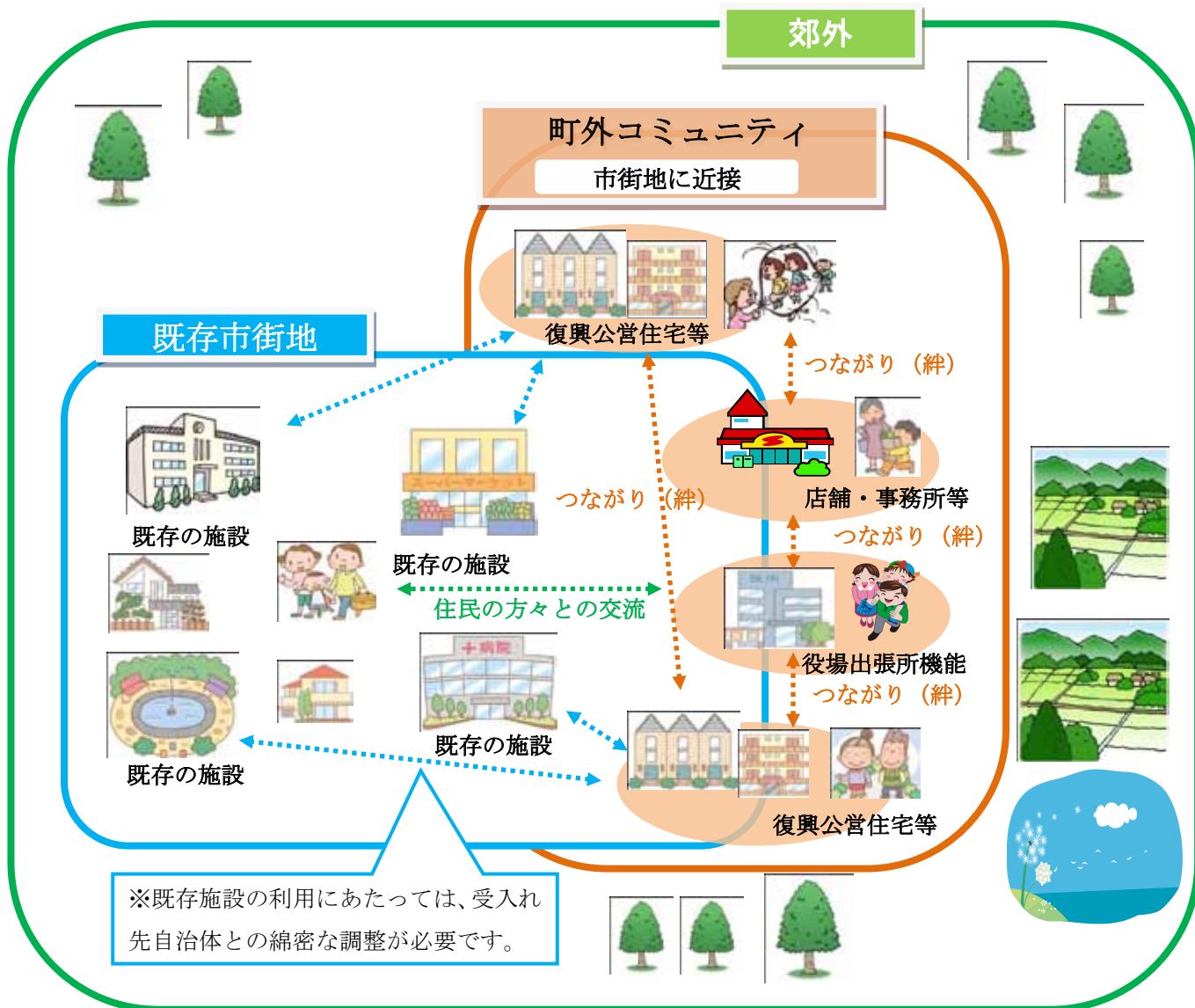
2. 町外での居住となることから、候補地の選定や確保をはじめ、受入れ先自治体や国・県との調整が不可欠です。長期的な施設管理も踏まえ、浪江町単独での整備は困難です。

《達成目標》

	対象(誰、何を)	目標(どのようにするか)
短期	・ 居住環境の改善を希望されている方 ・ 集住を希望されている方	仮設住宅の入居期限を視野に入れ、早期に新たな住宅を整備します。
中期		ふるさとへ帰町するまでの間や、次の生活拠点を決定するまでの間、安心して暮らすことができる環境を継続します。

《施策（取るべき対策）》

安心して暮らす環境を整備するため、以下のイメージで、復興公営住宅を中心とした町外コミュニティを想定しています。



現段階で検討している「町外コミュニティ」は、以下のような考えです。

- ・ 想定エリア：市街地に近接し、公共サービスや商業サービスが受けられるエリア
- ・ 構成：復興公営住宅を中心に役場出張所機能や店舗・事務所等で構成
- ・ 住宅の質：復興公営住宅は仮設住宅の約3倍の居住面積や遮音性、断熱性などを確保
- ・ コミュニティ：公民館的な交流施設を確保、エリア内での交流を図ることで絆を維持
- ・ 規模：設置場所や町民の希望等にもよりますが、希望される多くの方の集住を想定
- ・ 市民交流：受入れ先自治体と丁寧に協議することで居住先の市民の方々とも共栄
- ・ 箇所数：他の自治体とも連携して設置しますが、現段階では3箇所程度を想定
- ・ 事業再開：町内事業者が町外コミュニティにおいて事業再開ができる環境を整備

①町外コミュニティの整備

【課題】

- ・話題に上ることは多いのですが、整備場所・時期・内容が明確になっていません。
- ・現状の仮設住宅等は町民ニーズに応えられていない面があり、その解決が必要です。
- ・集住を希望する県外避難者や借上住宅避難者の受け皿が不足する状況にあります。
- ・仮設住宅等の入居期間を踏まえると早期の整備が必須となっています。

課題解決のための手法

(1) 町外コミュニティを整備する場所の決定

- ・アンケート結果を踏まえ、候補自治体等との協議を経て早期に決定

(2) 町外コミュニティの整備内容の整理

【整理する内容】

- ・一定程度の集積、町民ニーズを重視し県内3箇所程度を想定
- ・既存の商業・公共サービスが受けられる市街地に近接したエリア
- ・復興公営住宅を中心に役場出張所機能や仮設店舗等で構成
- ・県営住宅に対応し、仮設住宅の約3倍程度の広さを想定
- ・公民館的な交流施設を確保、エリア内での交流を図ることで絆を維持
- ・町民の希望等を踏まえた上で、希望される多くの方の集住を想定
- ・グループホーム的な構造など、高齢者や障がい者への配慮も検討
- ・低線量地域及び整備時における低線量化など放射線不安を軽減
- ・物置や駐車場について一定程度の質を確保
- ・町外コミュニティ所在自治体で永住を希望する町民への配慮 など

(3) 町外コミュニティの整備

- ・県営住宅を中心とした整備を要望
- ・具体的な整備内容については、避難自治体及び受入れ先自治体との協議を踏まえ、ニーズに沿った内容を実現
- ・仮設住宅の入居期限（平成26年3月）を視野に早期整備を図る

(4) 町外コミュニティの居住希望世帯数・人数の把握

- ・設置内容や各種条件等を整理した後、居留意向把握のアンケート実施
- ・居住希望世帯数と人数等を把握し、具体的な整備希望を決定

【目標】

候補自治体、国・県との協議のもと早急に候補地を決定するとともに、多くの町民の方が望む町外コミュニティの整備を早急に進めていきます。

②候補自治体、国・県等との協議

【課題】

- ・町外コミュニティを整備するにあたり、候補自治体の理解と協力が不可欠です。
- ・町外コミュニティの整備や住宅の維持管理にあたり、町単独での実施は困難です。
- ・町外コミュニティを予定する他の避難自治体との連携や国・県との調整が不可欠です。

課題解決のための手法

(1) 候補自治体等との協議

【協議する内容】

- ・町民意向を踏まえた候補自治体との協議開始
- ・受入れ条件や受入れ意向の調整
- ・継続して協議をしていく場の設定
- ・早急な整備が可能で、利便性が良く、極力集住できる用地の確保
- ・既存の公共インフラなど（学校、病院、商店）の状況把握
- ・受入れ自治体への負荷が大きい場合の対応策の検討

など

(2) 国、県、避難自治体との協議

【協議する内容】

- ・国及び県による候補自治体との協議の場の設定
- ・避難自治体との連携・調整
- ・整備主体・管理主体の整理（町としては県営での整備を希望）
- ・既存制度の柔軟化、家賃の低廉化（無料化）、財政措置
- ・受入れ先自治体に対する受入れ環境整備支援
- ・人口増加に対する公共サービスの強化措置

など

【目標】

- ・国や県との協議体制を確立し、早期の町外コミュニティ整備を図ります。
- ・受け入れてもらう候補自治体と密に協議を行い、早く浪江町民が受け入れて頂けるよう地元住民と共存共栄を図れる姿で整備します。

施策の実施スケジュール

施策	H24年						
	9	10	11	12	1	2	3
1. 町外コミュニティの整備							
(1) 町外コミュニティを整備する場所の決定							
・アンケート結果を踏まえ、候補自治体の協議を経て早期に決定							
(2) 町外コミュニティの整備内容の整理 ※整理する内容の一部を整理、抜粋。詳細はP94を参照							
・市街地に近接し、公共サービスが受けられるエリア							
・施設の構造に関する事項 (居住スペース、遮音性、断熱性の確保、高齢者や障害者対策等)							
・町内事業者が町外コミュニティにおいて事業再開ができる環境を整備							
(3) 町外コミュニティの整備 ※整理する内容の一部を整理、抜粋。詳細はP94を参照							
・県営住宅を中心とした整備を要望							
(4) 町外コミュニティの居住希望世帯数・人数の把握							
・設置内容や各種条件等を整理した後、居住意向把握のアンケート実施							
・居住希望世帯数と人数等を把握し、具体的な整備希望を決定							
2. 候補自治体、国・県との協議							
(1) 候補自治体等との協議 ※協議する内容の一部を整理、抜粋。詳細はP95を参照							
・町民意向を踏まえた候補自治体との協議開始 (早急に整備が可能で、利便性が良く、極力集住できる用地の確保)							
・地元住民との共存共栄を図る姿についての方策を立てる							
(2) 国、県等との協議 ※協議する内容の一部を整理、抜粋。詳細はP95を参照							
・既存制度の柔軟な対応や拡充家賃の低廉化(無料化)等							
・住宅の運営主体や財政措置など							
・入居制度の柔軟な対応(既存制度)							

H25年												H26年			中期	長期	実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の 担当課	
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3										
															町	国、県、受入 自治体等	公営住宅法 福島特措法等	復興推進課			
															町	国、県、受入 自治体等	公営住宅法 福島特措法等	復興推進課			
実施設計等												施工			入居			町	国、県、受入 自治体等	公営住宅法 福島特措法等	復興推進課
															未定	国、県、受入 自治体等	公営住宅法 福島特措法等	復興推進課			
実施設計等												施工			提供			未定	国、県、受入 自治体等	公営住宅法 福島特措法等	復興推進課
															未定	国、県、受入 自治体等	公営住宅法 福島特措法等	復興推進課			
															未定	国、県、受入 自治体等	公営住宅法 福島特措法等	復興推進課			
															町	国、県等	公営住宅法 福島特措法等	復興推進課			
															町	国、県等	公営住宅法 福島特措法等	復興推進課			
															町	国、県等	公営住宅法 福島特措法等	復興推進課			
着工（造成・建設）⇒移転（公募・入居）												町	国、県、受入 自治体等	公営住宅法 福島特措法等	復興推進課						
															県	国、県、受入 自治体等	公営住宅法 福島特措法等	復興推進課			
で、町外コミュニティとして存続中は、常に連携を図る												町	国、県、受入 自治体等	公営住宅法 福島特措法等	復興推進課						
															町	国、県等	公営住宅法 福島特措法等	復興推進課			
げになる要素は解消していく												町	国、県等	公営住宅法 福島特措法等	復興推進課						
															町	国、県等	公営住宅法 福島特措法等	復興推進課			
げになる要素は解消していく												町	国、県等	公営住宅法 福島特措法等	復興推進課						

5. ふるさとを再生していくために必要な取組み

こちらでは、再生、復興するふるさとの姿を実現するために必要な取組みを行う背景や課題、取組みの内容や工程、達成すべき目標を、テーマに分けて取りまとめています。

ただし、現段階では前提が不透明であるために方向性の記載にとどまるものもありますので、ご理解のほどよろしく申し上げます（状況の変化に応じ随時見直しを行ってまいります）。

【主要な取組みと方向性】

- | | |
|-------------------------|-------------|
| 1) 除染・放射線管理の推進と安全対策 | ・・・P100～117 |
| 2) インフラの復旧・整備と主要交通網の確保 | ・・・P118～127 |
| 3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備 | ・・・P128～135 |
| 4) 津波被災地の復旧・復興 | ・・・P136～149 |
| 5) ふるさとでの産業の復興 | ・・・P150～161 |
| 6) 産業集積による地域経済の再生 | ・・・P162～167 |

1) 除染・放射線管理の推進と安全対策

《背景・課題》

原子力発電所事故により、浪江町は放射性物質により全域が被害を受けており、ふるさとを取り戻すため、放射能汚染に対する対応が必要です。

町は、住宅地や農地、山林などさまざまな要素で構成されており、その性質によって汚染状況は異なっており、地域によっても異なります。

また、原子力発電所は大きく壊れた状態で残されています。

1. 詳細な汚染状況がわかっていません。

2. 除染には、地域に精通した住民の意見の反映が不可欠ですが、その仕組みが不十分です。

3. 放射性物質の挙動や性質はすべて解明されたものではなく、除染にはさまざまな課題があります。

4. 除染で発生する放射性廃棄物の処分に必要な、仮置き場、中間貯蔵施設、最終処分場が確保されていないため、除染が進められません。

5. 福島第一原子力発電所は、事故収束宣言後も、安全が確保されたとはいえません。

《達成目標》

	対象(誰、何を)	目標(どのようにするか)
短期	・空間線量の低下 ・除染で発生した放射性廃棄物	・低線量地域の更なる線量低減を図ります。 ・仮置き場を確保し、適切に管理していきます。
中期		・さらなる除染の進展により、低線量地域を拡大していきます。 ・中間貯蔵施設への早期搬送を実現します。
長期		・浪江町内生活圏全域の線量低減を図ります。 ・放射性廃棄物の搬送完了に伴う、仮置き場の早期撤去を実現します。

《施策（取るべき対策）》

①モニタリングの詳細実施、放射線量マップの公表

【課題】

- ・地域や地点ごとの詳細な放射線量は、まだ不明な状況です。
- ・河川の汚染が水道や農業用水に影響しないか不安を与えています。
- ・モニタリングを実施する国・大手除染会社は、地域に精通しておらず、ここで生活することもないため、地域の実情に適した確実な除染が行われるか懸念が有ります。
- ・数値だけでは、地域全体の詳細な放射線の分布が分かりにくく不十分です。

課題解決のための手法

（１）地目別、地域別の詳細モニタリングの実施要請

- ・無人ヘリによる農地や山林のモニタリング実施
- ・地域別の定期的モニタリングの実施
- ・走行サーベイの定期継続
- ・地域別のリアルタイムのモニタリングの実施
- ・除染未実施区域、除染実施済区域の双方における詳細な線量調査の継続的实施
- ・予想される各核種の拡散状況の調査

（２）水源の徹底的なモニタリング、万が一のための浄水処理など徹底した安全確保策の実施

- ・水道水取水場のモニタリング
- ・河川の水質及び底質のモニタリング
- ・万が一の水源汚染の突発的な発生に備えたセシウム除去装置の導入

（３）町民や専門業者と町との協働による線量の把握

- ・専門機関の協力

（４）放射線量マップ等による情報発信の実施

- ・空間線量マップの作成
- ・土壌汚染マップの作成
- ・モニタリングポストによる空間線量情報発信

【目標】

地域や地点ごとの放射線の分布が一目でわかり、行動可能な場所を容易に判断できるようにします。

また、安心して水を飲むことができ、農業用水等を利用できるようにします。

②国の除染計画・除染取組みに対する町民意向の反映

【課題】

- ・除染に住民意見を反映する仕組みや手順が、大きく不足しています。
- ・地域に精通していない国が除染することについて、土地利用などが適切に考慮されるか、除染方法が適切に選択されるか、除染作業が適切に実施されるか、不安を感じています。

課題解決のための手法

- (1) 国による計画策定、事業実施に際し協議参画による町民意向の反映
 - ・放射線や放射性物質に対する学習会の実施
 - ・町民に対する詳細な情報発信と共有、丁寧な説明
- (2) 線量分布、土地利用、地形等を考慮した優先順位、除染方法の決定
- (3) 除染モデル事業の評価に基づく、適切な手法での実施要請
 - ・除染モデル事業の評価と町民と町への詳細な説明
 - ・地元を知る町民からの除染方法の提案の検討・検証
- (4) 除染スケジュールの分かりやすい公表
 - ・スケジュールの公表
 - ・進捗状況の公表
- (5) 適切な除染が確保できる町独自の監視体制の構築
 - ・除染作業前の周辺環境と再汚染防止策の確認
 - ・除染作業への立会
 - ・除染結果の検証

【目標】

町民自身が放射性物質に対する理解を深め、その上で、町民の意向をくんだ適切な除染計画の策定と実施を図ります。また、町民の監視など参画を通じた適切な除染を実現します。

③実効性ある除染・放射性物質汚染対策の実施

【課題】

- ・政府の基準である生活可能となる放射線量は町民が納得できる水準にありません。
- ・ふるさと再生を図る上での目安となる線量の水準がわかりません。
- ・ふるさと再生を図る上での除染計画が明確になっていません。
- ・農地や山林が汚染されているほか、汚染拡大の実態が十分共有されていません。
- ・放射線対策の総合的な実施が十分ではありません。

課題解決のための手法

(1) 政府基準によらない線量水準の検討

- ・長期目標 追加被ばく年間 1mSv (毎時 0.23 μ Sv) 以下の実現
- ・低線量地域での除染等による年間 1 mSv (毎時 0.23 μ Sv) 以下の早期実現
- ・比較的線量が高い地域における年間 5mSv (毎時 1 μ Sv) 以下の実現と、年間 1 mSv 以下の実現に向けたさらなる取組みの実施

(2) 町民の判断の前提となる線量低減スケジュールの国への明示要請

- ・一定期間ごとの減衰マップの町民への提供
- ・除染実施後の線量低減イメージ資料の作成要求

(3) 農地の面的な除染の実施

- ・農地としての特性、農作業従事者の安全確保に配慮した除染の実施
- ・除染によって地力が低下した場合における土壌の機能回復
- ・再汚染防止のための農業用水の安全確保

(4) 山林の面的な除染の実施

- ・生活圏に近い山林に対する確実な除染の実施
- ・急峻かつ高線量な森林に対する、確実な除染の実施
- ・研究機関と協力した山林除染プログラムの策定と、国に対する実現の要請
- ・周辺町村との連携による木質バイオマス発電を利用した除染の推進

(5) 高線量地域からの再汚染防止対策の実施、農業用水の汚染防止措置

- ・セシウム移動についての科学研究
- ・土壌の流出防止による再汚染の防止
- ・河川へ流出した汚染物質の収集、海洋汚染の低減
- ・大雨などによる河川の氾濫防止

(6) 除染など放射線の総合対策の規定の充実を国に要請

【目標】

実効性ある放射線対策を行い、放射線の不安のない、ふるさとの再生を図ります。

④放射性廃棄物の適切な仮置き、処分の確保

【課題】

- ・放射線量低減を図るための除染の効果や必要性が十分共有されていません。
- ・仮置き場が地域内に設置されることに対して周辺住民が不安を持つ可能性があります。
- ・大量の放射性廃棄物が発生するため、仮置き場が足りなくなるおそれがあります。
- ・仮置き場から移動する先となる中間貯蔵施設が決まっています。
- ・最終処分場が決まっています。

課題解決のための手法

(1) 地域との協議を踏まえた町内仮置き場の確保

- ・放射性物質に対する地域住民の理解向上
- ・除染の必要性及び仮置き場の安全確保に対する町民理解の向上
- ・地域意向を重視した上での仮置き場の設置

(2) 仮置き場設置に際する周辺汚染の徹底的な防止

- ・他地域での設置結果を踏まえた仮置き場の安全確保策の強化
- ・国が行う仮置き場モニタリングに対する町独自の監視強化

(3) 仮置き場への搬入量を減らすための減容化施設の早期建設

- ・焼却炉等の減容化施設の早期設置
- ・山林の間伐材のペレット(木質バイオマス発電燃料)化による減容化
- ・木質バイオマス発電による減容化
- ・セシウム回収型焼却炉等の放射性物質除去施設の設置

(4) 地域住民、双葉郡8町村、国、県との協議を踏まえた、中間貯蔵施設の建設の是非、場所、あり方等の早期決定

(5) 仮置き場長期化防止のための、放射性廃棄物の中間貯蔵施設への早期移動の実現

(6) 国の責任による最終処分場の県外設置の法令化、その確実な実施

【目標】

町民理解のもと早期に仮置き場を設置し、地域全体の放射線量低減のための除染作業を加速させます。併せて、地域負担を減らすため、減容化施設により仮置き場への搬入量を減少させるとともに、汚染防止策やモニタリングの強化による不安の軽減を図ります。また、広域的な協力のもと、仮置き後の中間貯蔵施設への早期移転の実現を目指します。

⑤福島第一原子力発電所の廃炉に向けた安全強化と避難方策確保

【課題】

- ・震災前と比較し、原子力発電所の安全性が大きく低下しており、不安が続く状況です。
- ・事故で建物や設備全体が損傷しており、耐震性が下がっています。
- ・原子炉や格納容器、建屋など、本来は放射性物質を閉じ込めるはずの多重防御が損傷しており、放射性物質の継続的な放出が続く状況です。
- ・今後、カバーの設置や燃料棒の取り出しなどの対応が進んだとしても、廃炉が完了するまでは、リスクを小さくすることは出来ても、リスクを完全になくすことは困難な状況です。

課題解決のための手法

(1) 事故収束策の強化、早期実現のための要求

- ・ 損傷した原子炉の、事故を踏まえた上での安全性確保
- ・ 再度の地震の不安に対する耐震性の早急な確立
- ・ 早急かつ徹底的な放射性物質の外部放出の抑制
- ・ 損傷した原子炉の廃炉の早期実現
- ・ 県内全ての原子炉の廃炉

(2) リスク対応の観点に基づく再事故発生時の避難路及び避難方策の確保

- ・ 東京電力の通報連絡協定の改善と履行確保
- ・ 国・県の速やかな情報提供と指示
- ・ SPEED I の有効な活用
- ・ 避難路及び避難方策の確保
- ・ 再事故を念頭に置いた実際的な防災訓練の実施

【目標】

原子力発電所の廃炉が完了するまでの間、住民が安全・安心して生活できるように、町民の側に立って安全の確立を求めていきます。

また、万が一何らかの避難が必要な事態になっても、速やかな避難情報のもと、安全に避難できるようにします。

施策の実施スケジュール（除染・放射線管理等）

施策	H24年						
	9	10	11	12	1	2	3
1. モニタリングの詳細実施、放射線量マップの公表							
(1) 地目別、地域別の詳細モニタリングの実施要請							
・無人ヘリによる農地や山林のモニタリング実施	H23年度 から実施						
・地域別の定期的モニタリングの実施							
・走行サーベイの定期継続							
・地域別のリアルタイムのモニタリングの実施							
・除染未実施区域、除染実施済区域の双方における詳細な線量調査の継続的实施							
・予想される各核種の拡散状況の調査							
(2) 水源の徹底的なモニタリング、万が一のための浄水処理など徹底した安全確保策の実施							
・水道水取水場のモニタリング	H23年度 から実施						
・河川の水質及び底質のモニタリング							
・万が一の水源汚染の突発的な発生に備えたセシウム除去装置の導入							
(3) 町民や専門業者と町との協働による線量の把握							
・専門機関の協力	H23年度 から実施						
(4) 放射線量マップ等による情報発信の実施							
・空間線量マップの作成	H23年度 から実施	環境省による1000					
・土壌汚染マップの作成	環境省によるサンプル調査を実施						
・モニタリングポストによる空間線量情報発信	実施中 文部科学省に						

H25年												H26年			中期	長期	実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の 担当課
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3									
継続実施															国	なし	なし	災害 対策課		
継続実施															町	なし	なし	災害 対策課		
継続実施要請中															国	なし	なし	災害 対策課		
継続実施															国	なし	なし	災害 対策課		
モニタリングポストの増設（要請中）															国	なし	なし	災害 対策課		
実施要請中															国	町	なし	災害 対策課		
実施要請															国	町	なし	災害 対策課		
継続実施要請中															町	なし	なし	復旧 事業課		
連続測定可能なシステム導入															町	なし	なし	復旧 事業課		
継続実施															国	県	なし	災害 対策課		
実施要請中															国	なし	なし	災害 対策課		
継続実施要請中															町	研究機関	なし	災害 対策課		
mメッシュでの線量測定結果公表 継続実施要請中															国	町	なし	災害 対策課		
継続実施要請中															国	町	なし	災害 対策課		
て町内42か所のデータが10分ごとに更新される															国	町	なし	災害 対策課		

施策	H24年						
	9	10	11	12	1	2	3
2. 国の除染計画・除染取り組みに対する町民意向の反映							
(1) 国による計画策定、事業実施に際し協議参画による町民意向の反映							
・放射線や放射性物質に対する学習会の実施	[実施済み]						
・町民に対する詳細な情報発信と共有、丁寧な説明	実施要請中 → [実施済み]						
(2) 線量分布、土地利用、地形等を考慮した優先順位、除染方法の決定	まちづくり計画の策定 [実施済み]						
(3) 除染モデル事業の評価に基づく、適切な手法での実施要請							
・除染モデル事業の評価と住民と町への詳細な説明	一部実施済 [実施済み] 拡大して実施 → [実施済み]						
・地元を知る町民からの除染方法の提案の検討・検証	実施要請中 → [実施済み]						
(4) 除染スケジュールの分かりやすい公表							
・スケジュールの公表	[実施済み]						
・進捗状況の公表	[実施済み]						
(5) 適切な除染が確保できる町独自の監視体制の構築							
・除染作業前の周辺環境と再汚染防止策の確認	除染作業前の体制確認と、 [実施済み]						
・除染作業への立会	除染作業前の体制確認と、 [実施済み]						
・除染結果の検証	除染作業前の体制確認と、 [実施済み]						

H25年												H26年			中期	長期	実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の 担当課
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3									
実施要請中															国・町	研究機関	なし	災害 対策課		
継続実施															国	町	除染 特措法	災害 対策課		
計画を考慮して実施															国	町	なし	災害 対策課		
															国	なし	なし	災害 対策課		
継続実施															国	町	なし	災害 対策課		
																なし	なし			
町HP、町広報、説明会等により公表															国	町	なし	災害 対策課		
定期的に取り組み、状況や結果を公表															国	町	なし	災害 対策課		
監視体制の構築															町	研究機関	なし	災害 対策課		
除染作業開始と同時に実施																				
監視体制の構築															町	研究機関	なし	災害 対策課		
除染作業開始と同時に実施																				
監視体制の構築															町	研究機関	なし	災害 対策課		
除染作業開始と同時に実施																				

施策	H24年						
	9	10	11	12	1	2	3
3. 実効性のある除染・放射性物質汚染対策の実施							
(1) 政府基準によらない線量水準の検討							
・ 長期目標 追加被ばく年間1mSv（毎時0.23μSv）以下の実現							
・ 低線量地域での除染等による年間1mSv（毎時0.23μSv）以下の早期実現							
・ 比較的線量が高い地域における年間5mSv（毎時1μSv）以下の実現と、年間1mSv以下の実現に向けたさらなる取組みの実施							
(2) 町民の判断の前提となる線量低減スケジュールの国への明示要請							
・ 一定期間ごとの減衰マップの町民への提供							
・ 除染実施後の線量低減イメージ資料の作成要求							
(3) 農地の面的な除染の実施							
・ 農地としての特性、農作業従事者の安全確保に配慮した除染の実施							
・ 除染によって地力が低下した場合における土壌の機能回復							
・ 再汚染防止のための農業用水の安全確保							

H25年												H26年			中期	長期	実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の 担当課
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3									
実施															国	町	なし	災害 対策課		
実施															国	町	なし	災害 対策課		
実施															国	町	なし	災害 対策課		
実施要請中															国	町	なし	災害 対策課		
実施要請中															国	町	なし	災害 対策課		
適切な手法の研究															国	町	除染 特措法	災害 対策課		
実施																				
適切な手法の研究															国	町	除染 特措法	災害 対策課		
実施																				
適切な手法の研究															国	町	除染 特措法	災害 対策課		
実施																				

施策	H24年						
	9	10	11	12	1	2	3
(4) 山林の面的な除染の実施							
・生活圏に近い山林に対する確実な除染の実施							
・急峻かつ高線量な森林に対する、確実な除染の実施							
・研究機関と協力した山林除染プログラムの策定と、国に対する実現の要請							
・周辺町村との連携による木質バイオマス発電を利用した除染の推進							
(5) 高線量地域からの再汚染防止対策の実施、農業用水の汚染防止措置							
・セシウム移動についての科学研究							
・土壌の流出防止による再汚染の防止							
・河川へ流出した汚染物質の収集方法の研究、海洋汚染の低減							
・大雨などによる河川の氾濫防止							
(6) 除染など放射線の総合対策の規定の充実を国に要請							

科学的な調査と研究及

科学的な調査

科学的な調査

科学的な調査

水害危険

除染電離則に基づき実施

H25年												H26年			中期	長期	実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の 担当課										
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																			
適切な除染方法の研究																														
林縁から20mの除染、面的除染の実施																														
段階的に除染																														
作業技術の研究、除染実施の要請																														
最新林業機器の導入																														
実施要請中																														
除染実施																														
近隣地域との協議																														
実施要請																														
と研究																														
実施要請																														
と研究																														
実施要請																														
と研究																														
実施要請																														
河川の氾濫防止策の実施																														
区域の確認																														
継続実施																														

施策	H24年						
	9	10	11	12	1	2	3
4. 放射性廃棄物の適切な仮置き、処分の確保							
(1) 地域との協議を踏まえた町内仮置き場の確保							
・放射性物質に対する地域住民の理解向上	事前説明会、用地選定、住民合意形成						
・除染の必要性及び仮置き場の安全確保に対する町民理解の向上							
・地域意向を重視した上での仮置き場の設置							
(2) 仮置き場設置に際する周辺汚染の徹底的な防止							
・他地域での設置結果を踏まえた仮置き場の安全確保策の強化	目視による確認						
・国が行う仮置き場モニタリングに対する町独自の監視強化							
(3) 仮置き場への搬入量を減らすための減容化施設の早期建設							
・焼却炉等の減容化施設の早期設置							
・山林の間伐材のペレット(木質バイオマス発電燃料)化による減容化							
・木質バイオマス発電による減容化							
・セシウム回収型焼却炉等の放射性物質除去施設の設置							
(4) 地域住民、双葉郡8町村、国、県との協議を踏まえた、中間貯蔵施設の建設の是非、場所、あり方等の早期決定							
(5) 仮置き場長期化防止のための、放射性廃棄物の中間貯蔵施設への早期移動の実現							
(6) 国の責任による最終処分場の県外設置の法令化、その確実な実施							

H25年												H26年			中期	長期	実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の 担当課
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3									
実施要請中															国・町	研究機関	なし	災害 対策課		
実施要請中															国・町	研究機関	なし	災害 対策課		
仮置きの実施															国	町 協力団体	なし	災害 対策課		
実施要請中															国	町	なし	災害 対策課		
線量測定など詳細な調査の実施															町	協力団体	なし	災害 対策課		
実施要請中															国	町	なし	災害 対策課		
国に対し実施要請 周辺町村との連絡調整・協議															国	町	なし	災害 対策課		
実施要請中															国	町	なし	災害 対策課		
実施要請中															国	町	なし	災害 対策課		
実施要請中															国	町	なし	災害 対策課		

施策	H24年						
	9	10	11	12	1	2	3
5. 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた安全強化と避難方策確保							
(1) 事故収束策の強化、早期実現のための要求							
・ 損傷した原子炉の、事故を踏まえた上での安全性確保	安全強化策と実施状況の詳細で丁寧な説明とわかりやすい公表						
・ 再度の地震の不安に対する耐震性の早急な確立	安全強化策と実施状況の詳細で丁寧な説明とわかりやすい公表						
・ 早急かつ徹底的な放射性物質の外部放出の抑制	安全強化策と実施状況の詳細で丁寧な説明とわかりやすい公表						
・ 損傷した原子炉の廃炉の早期実現							
・ 県内全ての原子炉の廃炉							
(2) リスク対応の観点に基づく再事故発生時の避難路及び避難方策の確保							
・ 東京電力の通報連絡協定の改善と履行確保							
・ 国・県の速やかな情報提供と指示							
・ SPEEDIの有効な活用							
・ 避難路及び避難方策の確保							
・ 再事故を念頭に置いた実際的な防災訓練の実施							

H25年												H26年			中期	長期	実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の 担当課
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3									
町として状況の見極め 安全対策の強化・継続															国	なし	なし	災害 対策課		
町として状況の見極め 安全対策の強化・継続															国	なし	なし	災害 対策課		
町として状況の見極め 安全対策の強化・継続															国	なし	なし	災害 対策課		
実施要請中															国	なし	なし	災害 対策課		
実施要請中															国	なし	なし	災害 対策課		
実施要請中															町	なし	なし	災害 対策課		
実施要請中															町	なし	なし	災害 対策課		
実施要請中															町	なし	なし	災害 対策課		
実施要請中												町全体へ拡大			町	なし	なし	災害 対策課		
継続実施中															町	なし	なし	災害 対策課		

2) インフラの復旧・整備と主要交通網の確保

《背景・課題》

地震や津波により、社会基盤（インフラ）は大きく損傷しただけでなく、原子力発電所の事故により、放射能に汚染されています。

上水道は、水道管が多数の箇所でも損傷しているほか、現在、水源地から放射性物質は検出されていませんが、安心の面で不安が残る状態にあります。

また、生活していく上では、下水道や農業集落排水の排水施設が不可欠ですが、下水道管だけでなく、処理場も大きく損傷しています。

また、道路においては段差やひび割れ、地盤沈下などの損傷が生じています。

主要道路は、除染や復旧作業、町内外との往来、さらには生活する上で重要な道路となりますが、十分な復旧に至っていない状況です。

また、道路は避難道としての側面が重要になっています。避難の際に、国道6号が通行不可能になり、114号では深刻な渋滞が生じました。今後も、避難対策は不可欠であり、万が一の避難道としての道路の確保が必要です。

1. 生活する上で不可欠な上下水道が大幅に損傷しています。
水道の安全・安心確保も重要な課題です。
焼却炉や汚泥処理施設など広域的な処理施設も使用できない状態です。

2. 広域的な主要道路は通常の交通が確保されていません。
国道114号は避難道として不十分な状況です。
常磐高速道路も開通していない状況です。
町道も多数の箇所が損傷しています。

《達成目標》

	対象(誰、何を)	目標(どのようにするか)
短期	・ 主要交通網の放射線対策 ・ インフラの復旧	・ 国道6号、114号復旧を実現します。 ・ 町道、上下水道の低線量地域の復旧を実現します。
中期		・ 国道6号、114号の通行を確保します。 ・ 町道、上下水道の除染終了地域の復旧を完了します。
長期		・ 国道6号、114号の安全性を確立します。 ・ 町道、上下水道の除染終了地域の復旧を完了します。

《施策（取るべき対策）》

①インフラの復旧

【課題】

- ・ 上水道、下水道・農業集落排水等が震災で損壊して使用できません。
- ・ 水道の放射性物質汚染に対して、町民が不安を抱く状況です。
- ・ 町道が震災で損壊し安全な通行ができません。
- ・ 民間事業者が提供するインフラが損壊し、一部地域での復旧に留まっています。
- ・ 広域的な処理をするインフラが、高線量地域にあり、使用できません。

課題解決のための手法

(1) 上水道の復旧

- ・ 除染計画や町民の帰還計画、下水道等の復旧計画と連携した復旧計画の策定
- ・ 計画策定前の町内主要拠点などへの緊急応急復旧工事の実施
- ・ 計画に沿った上水道復旧工事の実施
- ・ 低線量地区以外での工事における、作業員の線量管理

(2) 下水道の復旧

- ・ 下水道復旧工事の実施
- ・ 除染計画や町民の帰還計画、上水道等の復旧計画等と連携した復旧計画の策定
- ・ 広域施設復旧までの、下水汚泥の仮置き、減量化処理

(3) 農業集落排水の復旧

- ・ 農業集落排水復旧工事の実施
- ・ 除染計画や町民の帰還計画、上水道等の復旧計画等と連携した復旧計画の策定
- ・ 広域施設復旧までの、農業集落排水汚泥の仮置き

(4) NPO や事業者まちづくり団体などとの協働による復旧・復興活動推進

- ・ 東北電力、NTT 等への復旧工事の要請
- ・ NPO やまちづくり団体などの協力による道路の美化活動

(5) 広域的なインフラの整備・調整

- ・ ごみ焼却炉の復旧、ごみ処分場の復旧
- ・ 下水汚泥処理施設等の復旧
- ・ 復旧を加速させるため、町が積極的に広域圏組合での調整に参加
- ・ 国・県に対し、町村での対応が困難な事業の代行実施の要請
- ・ 復旧するまでの代替措置の実施

【目標】

町が管理するインフラ、事業者が運営するインフラ、広域的なインフラを、まちづくりの計画にそって復旧し、町内での復旧エリアを順次拡大し、生活可能とします。

②主要交通網の確保

【課題】

- ・主要交通網が完全に復旧しておらず、復旧事業や住民の帰還に支障が生じています。
- ・常磐自動車道の開通が遅れており、広域的な移動が困難な状況です。
- ・基幹交通網は高線量の地域を通過する部分があります。
- ・双葉郡は中通りとの交通が非常に脆弱であり、避難道として不十分な状況にあります。
- ・絆の維持のためにも、他地域と交流ができる主要交通網が不可欠です。

課題解決のための手法

(1) 町道等の早期復旧

- ・全体的な損壊状況の調査
- ・低線量地域の町道復旧工事の実施
- ・県道落合浪江線の復旧

(2) 主要交通網の早急な開通、安全確保策の実現（要請）

- ・常磐自動車道、国道6号、国道114号の除染やシェルター化
- ・国道6号、国道114号の損壊個所の早期復旧
- ・浜街道（県道391号線）と山麓線（県道34号線、35号線）の損壊個所の早期復旧
- ・浜街道（県道391号線）の未整備区間の延伸
- ・常磐自動車道の未完成区間の早期完成
- ・JR常磐線の早期復旧

(3) 復興、避難道確保のための東西交通路線の抜本的な改良や高規格化の要請

- ・国道114号の抜本的改良や高規格化
- ・国道288号の抜本的改良や高規格化

(4) 絆の維持と復旧復興事業のための、有料道路無料化の要請

【目標】

主要交通網を早急に開通させ、復旧・復興活動を加速させるとともに、避難先や町外と容易に行き来できるようにしていきます。

また、万が一の事態に迅速に避難ができるように、東西交通路を確保するとともに、高規格化を図り、安心して避難できる環境を確立します。

施策の実施スケジュール

施策	H24年						
	9	10	11	12	1	2	3
1. インフラの復旧							
(1) 上水道の復旧							
・ 除染計画や住民の帰還計画、下水道等の復旧計画と連係した復旧計画の策定							計画策定
・ 計画策定前の町内主要拠点などへの緊急応急復旧工事の実施							上水道復旧工事
・ 計画に沿った上水道復旧工事の実施							
・ 低線量地区以外での工事における、作業員の線量管理							
(2) 下水道の復旧							
・ 下水道復旧工事の実施							調査
・ 除染計画や住民の帰還計画、上水道等の復旧計画と連係した復旧計画の策定							
・ 広域施設復旧までの、下水汚泥の仮置き、減量化処理							
(3) 農業集落排水の復旧							
・ 農業集落排水復旧工事の実施							調査
・ 除染計画や住民の帰還計画、上水道等の復旧計画と連係した復旧計画の策定							
・ 広域施設復旧までの、農業集落排水汚泥の仮置き							

H25年												H26年			中期	長期	実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の 担当課
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3									
計画の随時見直し														町	なし	なし	復旧事業課			
計画の随時見直し														町	国、県、協力業者	災害復旧事業	復旧事業課			
上水道復旧工事														町	国、県、協力業者	災害復旧事業	復旧事業課			
作業員の被ばく線量管理														町	国、県	なし	復旧事業課			
査定			設計・復旧工事											町	国、県、協力業者	災害復旧事業	復旧事業課			
計画策定			計画の随時見直し											町	なし	なし	復旧事業課			
														町	国	なし	復旧事業課			
査定			設計・復旧工事											町	国、県、協力業者	災害復旧事業	復旧事業課			
計画策定			計画の随時見直し											町	なし	なし	復旧事業課			
														町	なし	なし	復旧事業課			

施策	H24年						
	9	10	11	12	1	2	3
(4) NPOや事業者、まちづくり団体などとの協働による復旧・復興活動推進							
・ 東北電力、NTT等への復旧工事の要請							
・ NPOやまちづくり団体などの協力による道路の美化活動							
(5) 広域的なインフラの整備・調整							
・ ごみ焼却炉の復旧、ごみ処分場の復旧							
・ 下水汚泥処理施設等の復旧							
・ 復旧を加速させるため、町が積極的に広域圏組合での調整に参加							
・ 国・県に対し、町村での対応が困難な事業の代行実施の要請							
・ 復旧するまでの代替措置の実施							

H25年												H26年			中期	長期	実施主体	協力機関等	利用可能な制度等	進行管理の担当課
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3									
随時要請中															町	インフラ業者	なし	復旧事業課		
美化活動															住民団体	なし	なし	復旧事業課		
要請															広域圏組合	なし	なし	災害対策課 復旧事業課		
要請															広域圏組合	国、県	なし	災害対策課 復旧事業課		
参加															町	広域圏組合、 近隣町村等	なし	災害対策課 総務課 復旧事業課		
必要に応じ要請															町	国、県	なし	復旧事業課		
減容化施設でのごみ焼却の検討等															町	国、県	なし	復旧事業課 災害対策課		

施策	H24年						
	9	10	11	12	1	2	3
2. 主要交通網の確保							
(1) 町道等の早期復旧							
・ 全体的な損壊状況の調査	調査						
・ 低線量地域の町道復旧工事の実施							
・ 県道落合浪江線の復旧							
(2) 主要交通網の早急な開通、安全確保策の実現（要請）							
・ 常磐自動車道、国道6号、国道114号の除染やシェルター化							
・ 国道6号、国道114号の損壊個所の早期復旧							
・ 浜街道（県道391号線）と山麓線（県道34・35号線）の損壊個所の早期復旧							
・ 浜街道（県道391号線）の未整備区間の延伸							
・ 常磐自動車道の未完成区間の早期完成							
・ JR常磐線の早期復旧							
(3) 復興、避難道確保のための東西交通路線の抜本的な改良や高規格化の要請							
・ 国道114号の抜本的改良や高規格化							
・ 国道288号の抜本的改良や高規格化							
(4) 絆の維持と復旧復興事業のため、有料道路無料化の要請							

3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備

《背景・課題》

地震と津波と原子力発電所事故により、ふるさと浪江町は大きく傷つきました。特に原子力発電所の事故による放射能汚染は、浪江町の全地域に被害を及ぼし、全町民が避難生活を余儀なくされる事態となっています。

浪江町の放射線量は、地域によって異なっており、一部の地域は高い線量であるため、全地域の町民が同時に自宅に帰還することが困難な状況となっています。

このような状況を踏まえ、全町一律での再生を図るのではなく、まずは線量が低い地域から再生に着手し、復興の足がかりとなるエリアを確保した上で、順次その地域を拡大し、現在は中線量・高線量の地区についても安全で安心なふるさとを取り戻していくことが必要です。

1. ふるさと再生の上での課題

- ・放射線の状況を踏まえると、町全体を同時に回復させることは困難です。放射線量や除染の進展を踏まえた、段階的なまちづくりが不可欠です。
- ・津波被災者や高線量地域の町民など、自宅に住めない方が多くいます。
- ・中心市街地の空洞化の進行が懸念されます。

2. 町内における土地利用の課題

- ・被害が甚大であり、どのように町内の土地利用を進めていくか、十分な展望が見いだせていません。

3. 美しいふるさとの維持

- ・町民の不在により、農地が荒廃するとともに、空き地・空き家が生じ、環境美化、防犯、防火の観点で不安が生じています。

《達成目標》

	対象(誰、何を)	目標(どのようにするか)
短期	低線量地域	除染によるさらなる線量低減を図るとともに、住宅用地の確保、公営住宅等の建設開始を実現します。
中期		町内の公営住宅等の供用開始に併せて、各種生活関連サービスを充実させ、町民の帰町開始を実現します。 (原発等の状況勘案の上)
長期	低線量地域 町内全域	低線量地域の拡大・さらなる線量低減を実現し、町内居住人口を回復させていきます。

この分野については、本計画では今後議論する施策の方向性を記載しています。第二次復興計画や、個別のまちづくり計画により、詳細な内容を検討していきます。

①低線量地区の段階的拡大を踏まえたまちづくり（復興拠点の拡大）

【課題】

- ・浪江町は地区により線量にばらつきがあり、線量が高い地域から低い地域までが、同時には帰還できない状況です。
- ・高線量地区の住民は、浪江に帰還しても、すぐに自宅には帰還できません。また津波被災者は自宅を失っています。
- ・未帰還により、中心市街地や住宅地、町内各地に空き家ができると、櫛の歯が欠けたようなまちになってしまいます。

(1) 復興の足がかりとなる低線量地区を核としたふるさとの再生

方向性	<p>○当面は概ね JR 常磐線より東側のエリアを集中除染・復旧・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面、この地域を、集中的に復旧・整備していくことが必要です。 ・この地域では大部分が現在でも年間 5 mSv (1 μSv/時) を下回っていますが、早急に除染し、さらなる低減を図るとともに、年間 1mSv (0.23 μSv/時) 以下を目指していきます。 <p>○順次、低線量地区を拡大し、復旧・整備を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、JR 常磐線西側では年間 5 mSv (1 μSv/時) を超えています。この地域についても除染を進めていきます。 ・最終的には年間 1mSv (0.23 μSv/時) 以下を目指していきますが、段階的な目標として、当面、年間 5 mSv (1 μSv/時) 以下とすることを目指します。 ※必要に応じて境目の地域など緩衝地帯を考慮します。 <p>○「まちづくりを進めるための目安」としての区域の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の区域は、現状を踏まえた中で、まちづくりをすすめていくための目安です。区域再編や財物賠償の基準とは別のものです。 ・実際に避難解除をする場合は、空間線量やインフラの復旧だけでなく、その時点における原子力発電所の状況、生活関連サービスの回復状況等を踏まえた上で、総合的に判断していくことが必要です。 <p>○中長期的な目標は大堀苧野地区の山際、さらに全町へ拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・範囲拡大の中長期的な目標として大堀苧野地区の山際まで、津島地区においても低線量地域として拡大していけるように、除染を進めていきます。
-----	---

(2) 生活環境の整備、市街地の再生（復興拠点となる地域を核とした環境整備）

方向性	<p>①生活環境の整備、市街地内・近郊での住宅整備</p> <p>○町内での生活関連サービスの確保</p> <ul style="list-style-type: none">・町内で生活を再開する上では、医療、福祉、各種店舗、公共施設などが不可欠です。町内の低線量地区でこのようなサービスを確保することが必要です。 <p>○町内復興公営住宅の早期設置</p> <ul style="list-style-type: none">・自宅にすぐに帰還できない方（津波被災者を含む）についても、同時期に町内での生活が再開できるように、復興公営住宅を中心とした住宅整備を進めます。・生活をする上での利便性の確保を図るため、これらの住宅については、市街地近郊に設けるなど、コンパクトなまちづくりを重視します。・津波被災地や高線量地域の町民の意向を踏まえながら、具体的な設置場所は検討していきます。・いずれ自宅に帰還できる方や、津波等で家を失った方など、異なる町民のニーズに応じて、住宅のタイプや将来の譲渡なども考慮する必要があります。・多数の高齢者の帰町に備え、高齢者向けにグループホームの機能に配慮した住宅の整備を検討していきます。・町外での生活を継続する町民の一時帰町が可能となるよう、宿泊又は短期居住ができる施設の整備を検討します。 <p>②中心市街地の再生</p> <ul style="list-style-type: none">・市街地を再生させるため、住民ワークショップなどを開催し、その結果をまちづくりに生かすことでより魅力的なまちづくりを行います。・市街地の再生を進める際には、ふるさとの風景や町並みの印象が失われてしまわないように、守るべきものと変えるべきものを考慮することが必要です。・空き家は、町内における貴重な住宅であることから、再利用可能な住宅は、民間での活用または復興公営住宅としての活用などを検討します。・町民の理解を得た上で中心市街地の再編成についても検討していきます。 <p>③各種制度の導入・創設の検討</p> <ul style="list-style-type: none">・既存制度で円滑な実施が困難な場合は特区制度の導入も検討します。・借地権の活用や用地取得など円滑な土地利用方策の検討が必要です。
-----	--

【目標】

- ・低線量地域を足がかりとし、まちの再生に着手し、次第に線量の高い地域へと範囲を拡大していきます。
- ・帰宅が困難な場合であっても、町内に公営住宅等を整備し、低線量化が進むまでの間の住まい、又は町内での居住の場を確保します。

②町内における土地利用の方向性

【課題】

- ・耕作放棄地が町内の至る所で発生する可能性があります。
- ・既存企業の撤退などで町内の工業用地が空き地となる可能性があります。
- ・新たな産業や施設が立地できるような整備された用地が確保されていません。
- ・山林の除染方法、活用方法がまだ確立されていない状況にあります。
- ・町内で生活するにあたっての生活交通確保の見通しが立っていません。

(1) 農地

方向性	<ul style="list-style-type: none">・基本的に農地については農地としての再生を目指していきます。・ただし、浪江町の復興や農業再開の実現性を踏まえ、今後も農地として利用する場合、他の用途への転用を図る場合を踏まえた検討が必要です。・耕作可能な良質な農地は、除染や除塩等を実施するとともに、区画整理を進め農地集積を加速化させるとともに、意欲ある農家や法人による耕作を検討します。・風評被害克服のため、園芸栽培や植物工場などの営農形態の導入も検討します。・農業用水の安全を確保し、再汚染を防止する必要があります。・農業用として利用が困難な土地については、太陽光パネルの設置や工業用地などへの活用を検討していきます。
-----	---

(2) 工業団地

方向性	<ul style="list-style-type: none">・既存の工業団地については、既存企業の事業再開を要請していくとともに、再開困難な場合であっても工業用地としての活用を進めていきます。・新たな企業の誘致や町内企業の工業用地として、未開発であった南工業団地、または浜街道以西を活用する必要があります。・津波被災や高線量のため農業再開が困難な土地については、有効活用のため、太陽光発電や工業用地としての活用を検討する必要があります。・東北電力の発電所建設予定地については、原子力発電所以外の発電所の立地など計画変更を要請していきます。この他、工業用地、津波被災地防災集団移転先、観光施設、鎮魂慰霊施設など、さまざまな活用が期待されます。
-----	---

(3) 山林

方向性	<ul style="list-style-type: none">・山林については、放射能汚染が生じていますが、木質バイオマス発電等を活用しながら除染と森林再生を目指していきます。・生活圏とつながる山林（里山）は除染を推進していくとともに、高線量の山林の除染方法についても技術確立を図り、安全と安心を確保していきます。・なお、阿武隈山系では土砂流出が懸念されることから、土砂流出による汚染拡大に配慮した手法の検討が必要です。
-----	---

(4) 公共交通

方向性	<ul style="list-style-type: none">・JR常磐線の早期復旧を目指していきます。・高齢者の割合が高まることが想定されることから、コンパクトなまちづくりを進める一方で、必要となる場合は、町営バスなど公共交通の確保の検討が必要です。帰町した際の実情にあわせたルートの設定も必要です。
-----	---

(5) その他の施設等について

方向性	<ul style="list-style-type: none">・本災害を踏まえた研究施設や博物館、震災記念公園等を整備し、原子力発電所の事故が、人類にどのような災いをもたらしたか、再び起こさないためにどうしていくべきか、本災害の経験を次世代や他地域に継承し、災害対応の新たな拠点づくりを進めていきます。・温泉の調査、地熱発電、地域暖房、保養所への活用の可能性を検討します。・未帰還等による墓地の管理への懸念について検討します。
-----	--

【目標】

- ・従来の土地利用形態を尊重した上で、中長期的な町の発展に貢献する土地利用を進めていきます。
- ・津波被災や原発事故を踏まえ、限られた土地を有効活用し、適正かつ合理的な土地利用を図ります。
- ・これらを具現化するための土地利用計画の策定についても検討を進めていきます。

③美しいふるさとの維持

【課題】

・町民が居住しないため、農地が荒廃するとともに、人が住まない住宅が多く生じることで、防犯、防火が懸念され、かつて保たれていた美しいふるさとは大きく損なわれています。

課題解決のための手法

- (1) 環境美化、火災防止の観点に基づく除草等の実施
- (2) 放射線対策を踏まえた、地域団体による環境美化活動に対する支援実施
- (3) 町内観測カメラの設置や、県警や消防などと協力した見回り体制の強化による防犯、防火活動の実施

【目標】

美しく、犯罪や火災のないふるさとを維持し、多くの町民のよりどころとなるふるさとを守っていきます。

施策の実施スケジュール

施策	短期								
	H24	H25						H26	
	9~ 12	1~ 3	4~ 6	7~ 10	10~ 12	1~ 3	4~ 6	7~ 9	
まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備									
①低線量地区の段階的拡大を踏まえたまちづくり（復興拠点の拡大）									
・まちづくり計画の策定		策定							更新（前）
・復興公営住宅の建設									計画・用地確保
・空き家対策の実施									計画策
・中心市街地の再開発									調査・検 体制の構
・ふるさと住宅の検討									計画策定
②町内における土地利用の方向性									
・土地利用計画の策定									策定
・都市計画の策定									策定
③美しいふるさとの維持									
・環境美化、火災防止の観点に基づく除草等の実施									現場状況の確 認、計画策定
・放射線対策を踏まえた、地域団体による環境美化活動に対する支援実施									サポート
・町内観測カメラの設置や、県警や消防などと協力した見回り体制の強化による防犯、防火活動の実施									カメラ 50箇所 設置
									監視実施

中長期								実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の 担当課
	H27	28	29	30	31	32	33				
10~ 12	1~ 6	7~ 12									
提の変化に対応)								町	なし	なし	復興推進課
設計・建設								町	国、県	公営住宅法 福島特措法等	復興推進課
定								町	国、県	公営住宅法 福島特措法等	復興推進課
討・ 築								町	国、県	復興交付金	復興推進課
実施								町	なし	なし	復興推進課
計画に基づき推進								町	なし	なし	復興推進課
計画に基づき推進								町	なし	なし	復旧事業課
体制の構築、実施								町	行政区	なし	災害 対策課
体制の構築								国・町	行政区	なし	災害 対策課
								県・町	警察・消防 行政区	なし	災害 対策課

4) 津波被災地の復旧・復興

《背景・課題》

東日本大震災による大津波により沿岸地域（南棚塩、請戸、中浜、両竹など）のほぼすべての建造物が流失し壊滅的な打撃を受け、多くの尊い命が奪われました。

また、原発事故により行方不明者の捜索ができないまま避難を余儀なくされ、請戸小学校の時計が示しているとおり、午後3時38分で時間が止まったままの状況です。

津波から生じた人的・物的災害は甚大であり、私たちはこの災害を教訓として学び、そして後世に伝え、津波被災地を復興していかなければなりません。

1. 津波の影響により、宅地・農地を問わず従来と同じ土地利用は難しい状況です。

2. 津波被災地については家屋等が流失し、津波被災者は「帰りたくても帰る場所がない」状況です。

3. 今回の大震災により「大自然災害を完全に防御する」という従来の考え方は覆され、結果として多くの人命・財産が失われました。

4. 今回の大震災により請戸漁港は壊滅的な被害を受け、また警戒区域の指定により復旧工事が遅々として進んでいません。また、海や魚への放射能汚染に対する問題はいまだ解決されていない状況です。

5. 津波の影響により請戸・中浜・両竹等の墓地は流失し、また警戒区域の指定により自由に墓参りもできなく、また津波で犠牲になられた方々の納骨もできていない状況です。

《達成目標》

	対象(誰、何を)	目標(どのようにするか)
短期	津波被災者 又は 津波被災地域	共同墓地等を早期に整備するとともに、防災緑地等の規模・配置を検討し、「多重防災型まちづくり」の土台作りをしていきます。
中期 長期		復興交付金を活用した宅地等の買取りおよび町内での居住先・住環境の整備を実施するとともに、漁港を早期に整備して津波被災地を復興します。

《施策（取るべき対策）》

①津波被災地の土地利用について

【課題】

- ・ 今回の津波により甚大な被害を受けた沿岸地域については、住民の安全確保の観点から居住するのが難しい状況です。
- ・ 津波による塩害、原発事故により汚染された農地については、水源等の問題もあり従来の稲作を中心とした作物の栽培は難しい状況です。

課題解決のための手法

(1) 宅地の居住制限、利用方法

- ・ 地域との協議を踏まえた災害危険区域の指定
- ・ 復興交付金を活用した宅地の買取りおよび移転先・住環境の整備
- ・ 復興交付金を活用した防災緑地等の整備

(2) 津波および放射能汚染の被害を受けた農地の活用

- ・ 再生可能エネルギー関係施設の誘致
- ・ 高線量地区農家への貸し出しの検討
- ・ 水耕栽培の検討
- ・ バイオマス作物の栽培の検討
- ・ 安全な作物栽培の促進（花卉など）
- ・ 農地の大区画化の検討

【目標】

人命を最優先に考え、減災の考えに基づいた「多重防災型まちづくり」の土台作りをし、津波・原発災害を乗り越え、新たな土地利用に基づいた被災地の復興の実現を図ります。

②津波被災者の居住・移転先について

【課題】

- ・津波被災者の方々の居住については、安全確保の観点から以前住んでいた地域に帰還することは難しい状況です。
- ・津波被害により津波被災者は家屋などの財産を喪失しているため、町内外を問わず新たな住宅の再建が困難な状況です。

課題解決のための手法

(1) 移転先について

- ・地域との協議を踏まえた移転促進区域の設定
- ・地域との協議を踏まえた低線量地区、高台等を中心とした移転先の選定
- ・アンケート調査等を活用した町民ニーズの把握

【現時点での方向性】

- ・移転先については、町内の低線量地区（権現堂・幾世橋地区など）、北棚塩地区の高台、請戸地区の大平山など多様な選択肢を設け検討していきます。

(2) 住環境の整備について

- ・復興交付金を活用した復興公営住宅の整備
- ・活用できる既存住宅等（雇用促進住宅など）の住宅カルテづくり
- ・被災者生活再建支援法に基づく加算支援金の申請期間延長の継続的な要請（平成30年4月10日まで延長）

【目標】

地域感情やニーズを反映した居住・移転先を決定し、復興交付金を活用した復興公営住宅を整備することにより、津波被災者の方々が安心して暮らせる住環境を実現します。

③防潮堤の強化、道路等を活用した二重防波堤の強化

【課題】

- ・今回の津波により海岸保全施設に過度に依存した防災の考え方は覆され、結果として多くの尊い命が奪われる結果となりました。
- ・従来の防災の考え方では今回の東日本大震災のような大自然災害が再び発生した場合に、人命や財産を守ることが困難です。

課題解決のための手法

(1) 多重防災型のまちづくり

- ・復興交付金を活用した減災施設等の規模・配置等の検討
- ・国、県、地域との協議による景観に配慮した減災施設の整備検討
- ・低線量ガレキを活用した減災施設の整備
- ・避難道路の整備
- ・復興交付金を活用した防災緑地等の整備
- ・避難システムの確立、防災教育・避難訓練等の実施

【現時点での方向性】

- ・防潮堤は震災前の高さから嵩上げし、堤防高 T.P+7.2m（震災前 T.P+6.2m）を基本に検討していきます。
- ・二重防波堤については県道 35 号線（広野・小高線：浜街道）を想定し、津波シミュレーションにより効果を検証し、嵩上げを検討していきます。
- ・津波からの保全対象は、国道 6 号線および居住地に想定される低線量地区（権現堂・幾世橋地区）を中心に検討していきます。

【目標】

景観などに配慮した減災設備を整備するとともに、今回と同規模の津波が来た場合でも被害を最小化し、かつ居住地域への入水を防止することにより人命を最優先に考えた安全な地域を実現します。

④請戸漁港の復旧について

【課題】

- ・区域の指定により災害査定、災害復旧が行われておらず、依然としてガレキ処理すらできない状況にあり、漁港の復旧が遅々として進んでいない状況です。
- ・漁業が再開された場合、放射線による海洋および魚への影響が懸念され、正確な情報等が発信されないと漁業が成り立たなくなるおそれがあります。

課題解決のための手法

(1) 施設等の復旧について

- ・国、県へ漁港復旧を早期に要請
- ・海底ガレキの撤去を早期に要請
- ・請戸川河口付近の汚染泥の流入防止の要請
- ・漁港の周辺設備の一体的整備の要請
- ・海洋汚染等に関する研究機関の誘致要請

(2) 漁業の再開について

- ・海洋環境および水産物のモニタリング調査の継続的な要請
- ・風評被害払しょくのための正確な情報伝達の要請
- ・海洋モニタリングを遵守し魚種を限定した操業の検討
- ・陸上養殖施設、バイオマスの温排水を活用した養殖方法の検討

【目標】

請戸漁港を早期に復旧し、中長期的には徹底した放射線対策を実施することにより請戸で漁業が再開できる環境を実現していきます。

⑤共同墓地等の整備および津波被害等の伝承

【課題】

- ・津波によりお墓が流失したという精神的支柱の損失、津波犠牲者の納骨、先祖のお墓参りができていない現状です。
- ・時間の経過により津波被害および原発事故の風化が懸念されます。

課題解決のための手法

(1) 共同墓地の整備について

- ・地域との協議を踏まえた共同墓地設置場所の検討
- ・墓地移転希望者の調査
- ・津波で流失した共同墓地の整備
- ・アクセス道路・駐車場のインフラ整備
- ・津波で犠牲になった方々の慰霊碑の整備

【現時点での方向性】

- ・共同墓地・慰霊碑については、請戸・中浜・両竹地区が見渡せる大平山への設置を検討していきます。

(2) 津波被害等の伝承について

- ・津波被害および原発災害の教訓を風化させないためのモニュメント設置
- ・震災記録の保存・伝承
- ・地域との協議を踏まえ、樹木（桜や松）を活用した津波到達点の表示
- ・震災記念公園等の整備
- ・請戸小学校、マリnparkなどの活用検討

【目標】

共同墓地・慰霊碑を早期に整備し、津波被災者の方々が当たり前にお墓参りなどができる環境を実現するとともに、被災経験を後世に伝えていきます。

施策の実施スケジュール

施策	短期								
	H24	H25						H26	
	9~ 12	1~ 3	4~ 6	7~ 10	10~ 12	1~ 3	4~ 6	7~ 9	
1. 津波被災地の土地利用について									
(1) 宅地の居住制限、利用方法									
・地域との協議を踏まえた災害危険区域の指定									
・復興交付金を活用した宅地の買取りおよび移転先・住環境の整備									
・復興交付金を活用した防災緑地等の整備									
(2) 津波および放射能汚染の被害を受けた農地の活用									
・再生可能エネルギー関係施設の誘致									
・高線量地区農家への貸し出しの検討									
・水耕栽培の検討									
・バイオマス作物の栽培の検討									
・安全な作物栽培の促進（花卉など）									
・農地の大区画化の検討									

区域再編後に調査、指定

移転先・住環境に関する調査を実施

移環

調査

各関係機関と事業実施について検討

中長期								実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の 担当課
	H27	28	29	30	31	32	33				
10~ 12	1~ 6	7~ 12									
								町	なし	なし	復旧事業課
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 転先・住 境の整備 </div>								町	国、県	復興交付金	復旧事業課 復興推進課
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 宅地買上げと併せて整備す る </div>								町	国、県	復興交付金	復旧事業課 復興推進課
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 各関係機関と事業実施について 検討 </div>								国、県 町	JA等 土地改良区 行政区など	復興交付金	災害対策課 復興推進課 産業・賠償対策課
								国、県 町	JA等 土地改良区 行政区など	農地保有合理化	産業・賠償対策課
								国、県 町	JA等 土地改良区 行政区など	農林水産関係試験研 究機関緊急整備事業	産業・賠償対策課
								国、県 町	JA等 土地改良区 行政区など	農林水産関係試験研 究機関緊急整備事業	産業・賠償対策課
								国、県 町	JA等 土地改良区 行政区など	トレーサビリティ	産業・賠償対策課
								国、県 町	JA等 土地改良区 行政区など	農山漁村地域復興基 盤総合整備事業	産業・賠償対策課

施策の実施スケジュール

施策	短期							
	H24	H25				H26		
	9~ 12	1~ 3	4~ 6	7~ 10	10~ 12	1~ 3	4~ 6	7~ 9
2. 津波被災者の居住・移転先について								
(1) 移転先について								
・地域との協議を踏まえた移転促進区域の設定								
・地域との協議を踏まえた低線量地区、高台等を中心とした移転先の選定								
・アンケート調査等を活用した町民ニーズの把握								
(2) 住環境の整備について								
・復興交付金を活用した復興公営住宅の整備								
・活用できる既存住宅等（雇用促進住宅など）の住宅カルテづくり								
・被災者生活再建支援法に基づく加算支援金の申請期間延長の継続的な要請（平成30年4月10日まで延長）								
3. 防潮堤の強化、道路等を活用した二重防波堤の強化								
(1) 多重防災型まちづくりについて								
・復興交付金を活用した減災施設等の規模・配置等の検討								
・国、県、地域との協議による景観に配慮した減災施設の整備検討								
・低線量ガレキを活用した減災施設の整備								
・避難道路の整備								
・復興交付金を活用した防災緑地等の整備								
・避難システムの確立、防災教育・避難訓練等の実施								

短期においては移転先および災害公営住宅の規模などについて行政区と協議

災害公営住宅整備にかかる基本調査を実施する

継続的に実施

継続的な延長要請（平成30年4月10日まで延長）

調査

津波シミュレーションをもとにした津波被災地整備計画の策定

中長期								実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の 担当課
	H27	28	29	30	31	32	33				
10~ 12	1~ 6	7~ 12									
								町	行政区	復興交付金	復旧事業課 復興推進課
								町	行政区	復興交付金	復旧事業課 災害対策課 復興推進課
町内のインフラ整備を図りながら災害公営住宅の整備を実施する								町、県	行政区	復興交付金	復旧事業課 復興推進課
								町、県	行政区	復興交付金	復旧事業課 復興推進課
								町	行政区 民間事業者	なし	復旧事業課 復興推進課
年4月10日まで延長)								町	なし	なし	福祉こども課
								町	民間企業	復興交付金	復旧事業課 復興推進課
								国、県 町	行政区	復興交付金	復旧事業課 復興推進課
短期で検討した整備方針をもとに整備の実施								国、県 町	行政区	なし	復旧事業課 復興推進課
								県、町	なし	復興交付金	復旧事業課 災害対策課 復興推進課
								国、県 町	なし	復興交付金	復旧事業課 復興推進課
								県、町	なし	なし	災害対策課

施策の実施スケジュール

施策	短期								
	H24	H25						H26	
	9~ 12	1~ 3	4~ 6	7~ 10	10~ 12	1~ 3	4~ 6	7~ 9	
4. 請戸漁港の復旧について									
(1) 施設等の復旧について									
・ 国、県へ漁港復旧を早期に要請									
・ 海底ガレキの撤去を早期に要請									
・ 請戸川河口付近の汚染泥の流入防止の要請									
・ 漁港の周辺設備の一体的整備の要請									
・ 海洋汚染等に関する研究機関の誘致要請									
(2) 漁業の再開について									
・ 海洋環境および水産物のモニタリング調査の継続的な要請									
・ 風評被害払しょくのための正確な情報伝達の要請									
・ 海洋モニタリングを遵守し魚種を限定した操業の検討									
・ 陸上養殖施設、バイオマスの温排水を活用した養殖方法の検討									

一部実施済み
漁協と連携を図り継続的に要請する

漁港復旧と並行して整備できるように要請する

継続したモニタリングの

漁業関係機関と事業実

中長期								実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の 担当課
	H27	28	29	30	31	32	33				
10~ 12	1~ 6	7~ 12									
								国、県	漁協	災害査定 災害復旧工事	復旧事業課 産業・賠償対策課
								国、県	漁協	災害復旧事業	復旧事業課 産業・賠償対策課
								国、県	漁協	災害査定 災害復旧工事	復旧事業課 産業・賠償対策課
								国、県	漁協	復興交付金など	産業・賠償対策課
								国	漁協	農林水産関係試験研 究機関緊急整備事業	産業・賠償対策課
								国、県	なし	被災地域農業復興総 合支援事業	産業・賠償対策課
								国、県 町	なし	なし	産業・賠償対策課
									漁協	被災地域農業復興総 合支援事業	産業・賠償対策課
								国、県 町	漁協 民間事業者	木質バイオマス施設 等緊急整備事業	産業・賠償対策課

一部実施済み
漁協と連携し継続要請

グ調査及び結果公表と県内外へ
情報発信強化

施の可否について継続して検討

施策の実施スケジュール

施策	短期								
	H24	H25						H26	
	9~ 12	1~ 3	4~ 6	7~ 10	10~ 12	1~ 3	4~ 6	7~ 9	
5. 共同墓地等の整備および津波被害等の伝承									
(1) 共同墓地の整備について									
・ 地域との協議を踏まえた共同墓地設置場所の検討									
・ 墓地移転希望者の調査									
・ 津波で流失した共同墓地の整備									
・ アクセス道路・駐車場のインフラ整備									
・ 津波で犠牲になった方々の慰霊碑の整備									
(2) 津波被害等の伝承について									
・ 津波被害および原発災害の教訓を風化させないためのモニユメント設置									
・ 震災記録の保存・伝承									
・ 地域との協議を踏まえ、樹木（桜や松）を活用した津波到達点の表示									
・ 震災記念公園等の整備									
・ 請戸小学校、マリンパークなどの活用検討									

場所
検討

調
査

設置場所、意
実施後に行政
を続けながら
手する

行政区との
継続した協議

行政区との
継続した協議

震災記録の収集等に

行政区
継続し

行政区と

行政区、関

中長期								実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の 担当課
	H27	28	29	30	31	32	33				
10~ 12	1~ 6	7~ 12									
								町	行政区	復興交付金	災害対策課 復旧事業課
								町	行政区	復興交付金	災害対策課 復旧事業課
								町	行政区	復興交付金 (効果促進事業)	災害対策課 復旧事業課
								町	行政区	復興交付金	災害対策課 復旧事業課
								町	行政区	なし	災害対策課
								町	行政区	なし	災害対策課
								町	行政区	なし	災害対策課
								町	行政区	なし	災害対策課
								町	行政区	復興交付金	復旧事業課
								町	行政区 PTA等関係期間	なし	教育委員会 総務課

向調査の
区と協議
早期に着

ついて継続して行う

との
た協議

継続した協議の実施

係機関と継続して検討

5) ふるさとでの産業の復興

《背景・課題》

地震・津波・原子力災害と三大被害に見舞われた当町の産業については、被災以来、現在においても復旧作業・管理作業を行っていない状況にあり、産業の再生については様々な課題をこれから解決していくこととなります。

農地や森林については、放射性物質の汚染に伴う除染作業が必要になるとともに、適正な保全・管理が必要とされています。また、漁業についても関連施設が津波等により壊滅的な被害を受けており、早急な復旧が求められているなど、第1次産業の復興課題は山積しており、相当な期間を要することとなります。また、全ての復旧が終えても、担い手の確保や生産物等への風評被害が懸念されています。

町内における事業所の再開については、工業インフラの復旧・雇用の確保、商圈（顧客）の確保など様々な課題・問題が存在しています。

1. 農地の確実な除染がされないと営農再開は難しい状況ですが、除染方法や期間が未だ示されていません。また再開後も生産物への風評被害が懸念されています。

2. 水産業関連施設は津波により甚大な被害を受けており、早急なインフラ復旧がされないと水産業の再生が難しい状況にあります。

3. 森林については放射線量が高い地域にあり、面積も広大であることから十分な除染には相当な期間を要することとなり、早急な林業再生は困難な状況にあります。

4. 町内における事業再開については、当初は先行帰町する町民は少ないと思われるため、営業の継続が難しい状況にあります。

《達成目標》

	対象(誰、何を)	目標(どのようにするか)
中期	請戸港での漁業	請戸港及び関連施設の復旧が完了し、漁業が再開できる環境を整備します。
長期	町内での営農	農地除染が完了し、新たな形態での営農により、食糧作物の出荷の再開を実現します。
	内水面の漁業	内水面漁業のインフラの復旧が完了し、ふ化事業・放流事業が再開できる環境を整備します。

《施策（取るべき対策）》

①農地再生により営農再開

【課題】

- ・農地の除染は、農作業を行う方や近隣で生活する方々に与える影響を、可能な限り引き下げる手法の研究結果を精査し確立する必要がありますが、未だに具体的な手法や工程が示されておりません。
- ・農作物への風評被害や農業従事者の担い手不足など、営農再開には様々な課題が山積しており、震災前と同様な形態での再開は困難な状況にあります。

課題解決のための手法

（１）営農再開のための準備

- ・営農再開のための設備投資に係る支援制度の充実
- ・農作業従事者や近隣で生活する方々に与える影響を可能な限り引き下げる農地除染の確立
- ・被災調査結果を基に、大柿ダムの復旧計画の策定と復旧工事の推進

（２）新たな農業形態での再生

- ・農地の集約化による効果的・効率的な営農の再開
- ・営農意欲のある町外の方の町内での営農を支援し担い手を確保
- ・農地の転用・集約化を促進するため、特区等による農地転用や農地取得に係る制度の緩和要請
- ・新たな営農形態への転換（食物工場や水耕栽培など施設型農業への転換）
- ・安心・安全を担保する農業再生のため食品検査体制の強化
- ・バイオマス作物の栽培による農業の再開・活性化

【目標】

農地の除染が完了し、新たな形態での営農再開や食品検査体制の強化により、安心・安全が担保された農作物の栽培が可能となる環境を取り戻します。

②水産業再生のためのインフラ整備

【課題】

- ・海洋漁業については、津波により請戸港及び関連施設が壊滅的な被害を受け、多くの漁業従事者の方々も家や漁船が流失され、請戸港での漁業再開の目途が立っていない状況にあります。
- ・内水面の漁業は地震や津波により、やな場等の施設が大きな被害を受けたほか、河川底質土壌の放射性物質の汚染が高い状況にあることから、インフラの復旧のみならず、環境的にふ化・放流事業が再開できるか判断が難しい状況にあります。

課題解決のための手法

(1) 早急なインフラ整備による水産業の復興

- ・海底ガレキの早急な撤去要請と撤去活動の促進
- ・海洋や河川、水産物のモニタリング調査の継続要請
- ・請戸川河口付近の汚染泥の流入防止策の要請と撤去の促進
- ・請戸港及び漁業関連施設の国・県への早期復旧要請と復旧工事の促進
- ・ふ化事業に取り組む環境の整備と技術継承の取り組みへの支援
- ・ふ化・放流事業の再開に則した内水面関連施設の復旧計画の策定
- ・河川の放射性物質汚染の低減化・拡散抑制の対策を国に要請

【目標】

請戸港及び関連施設の復旧が完了し、生業としての漁業が再開できるようにします。内水面漁業については、やな場などの復旧が進み、ふ化・放流事業が再開され、サケの遡上や鮎が生息する環境を取り戻します。

③森林資源の活用及び林業の再生

【課題】

- ・森林除染が進まないと林業の再生は難しい状況にあります。
- ・除染については、専門的な指導、治山・治水計画をふまえ十分かつ確実な除染を行うことが必要ですが、対象面積が広大であり、除染時に発生する大量の伐採木等の処理方法についての対策が確立されていない状況にあります。

課題解決のための手法

(1) 森林除染の推進と新たな産業による林業の再生

- ・専門的な指導を受け、効果的・効率的な除染方法の確立
- ・除染により発生した木材や草葉について、木質バイオマス発電等に活用するなど、新たな産業と併せて森林除染を推進
- ・森林除染により山林を伐採した場合、治山・治水計画をふまえ、森林再生のため植林を計画的に実施

【目標】

森林の除染を推進し、安心できる生活環境を取り戻すとともに、森林除染と木質バイオマス発電を組み合わせた、新たな形態での林業再生を果たします。

④既存事業所等の町内における事業再開

【課題】

- ・事業再開にはある程度の規模の商圈（顧客）確保が必要となりますが、帰町開始後すぐには商圈（顧客）の確保が難しく、自力での事業再開や営業の維持が困難です。
- ・帰町しての生活利便性向上のため、町内における商工業等の再開が重要となりますが、「事業再開・営業の維持」と「生活利便性の確保」を一体的に解決するなどの課題が存在します。
- ・雇用の場の確保のためにも、既存事業所等の町内での事業再開が必要とされますが、今回の被災により廃業・休業、または移転しての操業再開を余議なくされていることから、適切な支援がないと町内での事業再開が困難な状況となっています。

課題解決のための手法

（１）町内における商工業等の事業再開

- ・町内での事業再開促進のため、関係機関と連携した事業再開のためのコンサルティング事業の展開
- ・帰町後の事業再開に係る設備投資への支援策の導入について国・県へ要請
- ・帰町再開後の事業再開について移動販売車などによる営業再開を支援
- ・仮設の商店街の整備による営業再開など、商店の集約化支援
- ・先行帰町する町民の生活利便性確保のため、帰町後の営業維持が確保できるよう支援策を創設

（２）既存事業所等への町内における再開支援

- ・工業用水や道路網など産業インフラの復旧推進
- ・円滑な事業再開や既に町外で再開していた事業所の再移転についての支援策を国・県に要請

【目標】

町内において、商店の再開を果たす事業者が増え、商店街が再開されるようになるとともに、既存事業所等が帰町し事業を再開することにより、雇用の場が確保され、安定した生活を取り戻す環境を整備します。

施策の実施スケジュール

施策	H24年						
	9	10	11	12	1	2	3
1. 農地再生により営農再開							
(1) 営農再開のための準備							
・ 営農再開のための設備投資に係る支援制度の充実	避難先で						
・ 農作業従事者や近隣で生活する方々に与える影響を可能な限り引き下げる農地除染の確立							
・ 被災調査結果を基に、大柿ダムの復旧計画の策定と復旧工事の推進	被災調査						
(2) 新たな農業形態での再生							
・ 農地の集約化による効果的・効率的な営農の再開	土地利用の在り方に						
・ 営農意欲のある町外の方の町内での営農を支援し担い手を確保							
・ 農地の転用・集約化を促進するため、特区等による農地転用や農地取得に係る制度の緩和要請	国・県へ要請 ※不足						
・ 新たな営農形態への転換（食物工場や水耕栽培など施設型農業への転換）	農業の再生形態						
・ 安心・安全を担保する農業再生のため食品検査体制の強化							
・ バイオマス作物の栽培による農業の再開・活性化							

H25年												H26年			中期	長期	実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の 担当課
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3									
の営農再開支援												帰町後の支援			国 県町	県、JA	・園芸産地等復興支援事業・避難農業者一時就農等支援事業・農家経営安定資金（原発&東北地方）	産業・賠償対策課		
農地除染方法の確立・除染作業															国 町	国・県	農地除染対策作業マニュアル	産業・賠償対策課		
復旧計画策定												復旧工事			土地改良区	国・県	請戸川直轄災害復旧事業	産業・賠償対策課		
についての整理・検討												集約化			町	JA、土地改良区、国・県	・震災対策・戦略作物生産基盤整備事業・農山漁村地域復興基盤総合整備事業	産業・賠償対策課		
												営農支援			町	JA、土地改良区、国・県	なし	産業・賠償対策課		
事項や追加事項があれば再度要望															町	国・県	・福島産業復興再生計画	産業・賠償対策課		
についての検討												施設設置			町	JA、土地改良区、国・県	・被災地域農業復興総合支援事業・園芸産地等復興支援事業	産業・賠償対策課		
												検査体制の確立			町	JA、土地改良区、国・県	・市町村水田再生計画・トレーサビリティ	産業・賠償対策課		
バイオマスエネルギー産業の推進															町 民間事業者	JA、土地改良区、国・県	復興交付金「木質バイオマス施設等緊急整備事業」	産業・賠償対策課		

施策の実施スケジュール

施策	H24年						
	9	10	11	12	1	2	3
2. 水産業再生のためのインフラ整備							
(1) 早急なインフラ整備による水産業の復興							
・ 海底ガレキの早急な撤去要請と撤去活動の促進	国・県へ要望			※回答			
・ 海洋や河川、水産物のモニタリング調査の継続要請							
・ 請戸川河口付近の汚染泥の流入防止策の要請と撤去の促進	国・県へ要望			※回答			
・ 請戸港及び漁業関連施設の国・県への早期復旧要請と復旧工事の促進	国・県へ要望			※回答			
・ ふ化事業に取り組む環境の整備と技術継承の取組みへの支援							
・ ふ化・放流事業の再開に則した内水面関連施設の復旧計画の策定						施設被災	
・ 河川の放射性物質汚染の低減化・拡散抑制の対策を国に要請	国・県へ要望			※回答			
3. 森林資源の活用及び林業の再生							
(1) 森林除染の推進と新たな産業による林業の再生							
・ 専門的な指導を受け、効果的・効率的な除染方法の確立							
・ 除染により発生した木材や草葉について、木質バイオマス発電等に活用するなど、新たな産業と併せて森林除染を推進							
・ 森林除染により山林を伐採した場合、治山・治水計画をふまえ、森林再生のため植林を計画的に実施							

H25年												H26年			中期	長期	実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の 担当課	
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3										
調査を確認し、不足事項や追加事項があれば再度要望															町	相双漁協、 県	・災害復旧事業 ・漁場復旧対策支援事業	産業・ 賠償対策課			
継続的なモニタリング調査の実施															町	相双漁協、 泉田川漁協、 高瀬川・室原 川漁協	環境モニタリ ング調査	産業・ 賠償対策課			
調査を確認し、不足事項や追加事項があれば再度要望															町	相双漁協	放射性物質に より汚染され た土壌等の除 染野実施	産業・ 賠償対策課			
調査を確認し、不足事項や追加事項があれば再度要望															町	相双漁協	・災害復旧事業 ・水産業共同 利用施設復旧 整備事業	産業・ 賠償対策課			
															町	泉田川漁協	水産業共同利 用施設復興整 備事業	産業・ 賠償対策課			
調査												環境調査			施設復旧			町	泉田川漁協 高瀬川・室原 川漁協	水産業共同利 用施設復興整 備事業	産業・ 賠償対策課
調査を確認し、不足事項や追加事項があれば再度要望															町	泉田川漁協 高瀬川・室原 川漁協	放射性物質に より汚染され た土壌等の除 染野実施	産業・ 賠償対策課			
															町	森林組合 国 県	市町村森林整 備計画	産業・ 賠償対策課			
バイオマスエネルギー産業の推進															国・県 町 民間事 業者	森林組合 県木材流通機 構	・木質バイオ マス施設等緊 急整備事業・ 福島県の再生 エネルギー推 進ビジョン	産業・ 賠償対策課			
															町	森林組合 国 県	・造林補助・ 市町村森林整 備計画	産業・ 賠償対策課			

施策の実施スケジュール

施策		H24年						
		9	10	11	12	1	2	3
4. 既存事業所等の町内における事業再開								
(1) 町内における商工業等の事業再開								
・ 町内での事業再開促進のため、関係機関と連携した事業再開のためのコンサルティング事業の展開								
・ 帰町後の事業再開に係る設備投資への支援策の導入について国・県へ要請								
・ 帰町再開後の事業再開について移動販売車などによる営業再開を支援								
・ 仮設の商店街の整備による営業再開など、商店の集約化支援								
・ 先行帰町する町民の生活利便性確保のため、帰町後の営業維持が確保できるよう支援策を創設								
(2) 既存事業所等への町内における再開支援								
・ 工業用水や道路網など産業インフラの復旧推進								
・ 円滑な事業再開や既に町外で再開していた事業所の再移転についての支援策を国・県に要請								

H25年												H26年			中期	長期	実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の 担当課
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3									
															町	国・県 商工会	地域支援専門 家派遣推進経 費	産業・ 賠償対策課		
															町	国・県 商工会	なし	産業・ 賠償対策課		
															町	国・県 商工会	なし	産業・ 賠償対策課		
															町	国・県 商工会	なし	産業・ 賠償対策課		
															町	国・県 商工会	なし	産業・ 賠償対策課		
															国・県 町	なし	災害復旧事業 復興交付金	復旧事業課		
															町	国・県 商工会	なし	産業・ 賠償対策課		

6) 産業集積による地域経済の再生

《背景・課題》

地震・津波・原子力事故の三大災害の被害により、当町はもとより原子力災害による避難区域の産業は大きなダメージを受け、これまで地域の生活を支えてきた産業は、長引く避難生活や先行きが見えない中で、帰町しての操業再開が困難な状況となっています。

被災地の復興のためには、地域経済の立て直し・雇用の場の確保が必要であり、新たな基盤産業・産業集積を図る必要があります。

産業集積にあたっては、「若い世代が将来に期待を持てる」「相当数の規模で雇用の確保ができる」「継続的な雇用を生み出せる」「他産業にも波及効果が期待できる」産業の集積の姿が求められています。

1. 帰町後の雇用の場を確保する必要がありますが、全ての既存企業が被災前のおりに事業を再開することは困難な状況にあります。

2. 専門的な知見での整理がされないと、三大災害からの復興・風評被害への対応という、地域課題を解決することは困難です。

《達成目標》

	対象(誰、何を)	目標(どのようにするか)
中期	研究機関の設置	各種研究機関が設置され、専門的知見から地域課題が解決され、町民が帰町する環境を整備します。
長期	地域経済	新たな産業の集積や各種研究機関が設置され、雇用の場を確保することにより、地域経済を活性化します。

《施策（取るべき対策）》

①新たな産業の集積

【課題】

・新たな産業を集積し雇用の場を確保することで、地域経済の立て直しを図ることが必要とされています。しかしながら被災した地域での企業誘致については、風評被害への対策、用地の確保や造成に係る財源の確保・工業インフラの整備、また従業員の確保ができるかなど様々な課題が山積しています。

課題解決のための手法

（１）新たな産業の集積による雇用の場の確保

- ・津波被災地等を活用した地元出資型の再生可能エネルギー産業の集積
- ・木質バイオマス発電施設やエタノール等製造施設の設置による、森林除染や木質ガレキ処理の推進と併せたバイオマスタウン構想による産業の集積
- ・再生可能エネルギーの普及と併せた蓄電池関連産業の集積
- ・町内において新たに起業する方、新規参入する事業者への支援

（２）地域課題の解決に則した産業の集積

- ・早急な安全・安心を確保するため、廃炉作業等原子力防災産業の前線基地としてのまちづくり
- ・高齢化社会に対応した福祉・介護に関する産業の集積
- ・環境に配慮した植物工場や花卉工場など施設型農業による農業の再開
- ・農林水産物の生産・加工・販売を一元化する６次産業の集積

【目標】

福島復興再生特別措置法に基づく、さらなる特区制度の導入を図り、新たな産業の集積により雇用の場の確保することで、地域経済の立て直しを図ります。

②災害研究拠点施設の設置

【課題】

・生活空間や生産物・飲料水についての放射性物質汚染等の不安を払しょくする専門的な知見からの情報や新技術による対策が明らかにされないと、安全かつ安心して、ふるさとでの生活を取り戻すことが困難です。

課題解決のための手法

(1) 研究拠点施設の設置

・災害対策研究拠点施設の設置について国に要請

【研究拠点施設の例】

- ① 放射線汚染に関する研究施設
(除染技術の開発や放射線医療、農林水産物への影響についての研究施設の設置要望)
- ② 海洋・内水面汚染に関する研究施設
(水質調査・魚種の汚染調査等、安心・安全な漁業再開のための研究施設の設置要望)

【目標】

地域の課題解決のための各種研究機関を設置し、ふるさとの復興・復旧を専門的知見から効果的・効率的に推進する環境を整備します。

施策の実施スケジュール

施策	短期								
	H24	H25					H26		
	9~ 12	1~ 3	4~ 6	7~ 10	10~ 12	1~ 3	4~ 6	7~ 9	
1. 新たな産業の集積									
(1) 新たな産業の集積による雇用の場の確保									
・津波被災地等を活用した地元出資型の再生可能エネルギー産業の集積									産業集積要請
・木質バイオマス発電施設やエタノール等製造施設の設置による、森林除染や木質ガレキ処理の推進と併せたバイオマスタウン構想による産業の集積									産業集積要請
・再生可能エネルギーの普及と併せた蓄電池関連産業の集積									産業集積要請
・町内において新たに起業する方、新規参入する事業者への支援									支援策の創設
(2) 地域課題の解決に則した産業の集積									
・早急な安全・安心を確保するため、廃炉作業等原子力防災産業の前線基地としてのまちづくり									産業集積要請
・高齢化社会に対応した福祉・介護に関する産業の集積									産業集積要請
・環境に配慮した植物工場や花卉工場など施設型農業による農業の再開									産業集積要請
・農林水産物の生産・加工・販売を一元化する6次産業の集積									産業集積要請
2. 研究拠点施設の設置									
(1) 研究拠点施設の設置									
・災害対策研究拠点施設の設置について国に要請									研究施

中長期								実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の 担当課
	H27	28	29	30	31	32	33				
10~ 12	1~ 6	7~ 12									
関連企業の誘致								町 民間事業者	国・県	復興交付金 「木質バイオマス施 設等緊急整備事業」	復興推進課
関連企業の誘致								町 民間事業者	国・県 森林組合	復興交付金 「木質バイオマス施 設等緊急整備事業」	復興推進課
関連企業の誘致								町 民間事業者	国・県	福島特別措置法	復興推進課
起業・新規参入支援								町 民間事業者	国・県	福島特別措置法	復興推進課 産業・賠償対策課
関連企業の誘致								町 民間事業者	国・県	福島特別措置法	復興推進課
関連企業の誘致								町 民間事業者	国・県	復興交付金 「木質バイオマス施 設等緊急整備事業」	復興推進課
関連企業の誘致								町 民間事業者	国・県 JA 土地改良区	福島特別措置法	復興推進課
関連企業の誘致								町 民間事業者	国・県 JA 土地改良区	福島特別措置法	復興推進課
設設置要請								国	県 町	復興交付金 「農林水産関係試験 研究機関緊急整備事 業」	復興推進課

